

○公の施設の指定管理者の指定について

恵庭市老人福祉施設「福住憩の家」の指定管理者候補の選定について

1. 公の施設の概要	名称 / 恵庭市老人福祉施設「福住憩の家」 所在地 / 恵庭市福住町1丁目21番地29	所 管 課		
	設置目的 / 「恵庭市老人福祉施設条例」による。	恵庭市保健福祉部介護福祉課 ☎0123-33-3131（内線1223・1224）		
2. 申請概要				
申 請 条 件	申請日	令和6年9月27日		
	指定期間（予定）	令和7年4月1日～令和11年3月31日（4年間）		
	業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ●恵庭市憩の家（福住憩の家）の維持管理業務 ●上記以外で市が必要と認める業務 ●その他、業務仕様書に定めるとおり 		
	利用料金制度	なし		
	管理費用参考額（4年分）	12,296千円（消費税及び地方消費税を含む）		
選定基準等	恵庭市老人福祉施設「福住憩の家」指定管理者業務仕様書のとおり			
3. 申請結果				
申請者数 / 1団体（労働者協同組合）				
4. 選定委員会				
名称 / 恵庭市指定管理者候補選定委員会				
設置根拠 / 恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第15条及び同条例施行規則第11条				
委 員	区分	氏 名	所 属	備 考
	委員長	広中 敦	恵庭市総務部長	
	外部委員	遠藤 起予子	特定社会保険労務士	学識経験者
	外部委員	新名 孝信	税理士	学識経験者
	外部委員	森田 祐一	弁護士	学識経験者
	内部委員	小林 勉	恵庭市水道部長	
開催状況				
	区分	開催日時・場所	議 事	出席率
	第1回	令和6年10月15日（火） 13:10～14:10 市役所3階 301・302会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・審査項目の採点について ・指定管理者候補の選定について 	100%
採点結果 / 73.5点/100点満点（R5年度選定時） R6年度指定管理者モニタリング総合評価「B」				
審査の経過 / 本件は、恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項第5号に基づき、公募によらず候補者の選定を行った。 選定にあたっては、令和6年9月25日に仕様書を提示し、申請書受理後、所管課において事業計画、収支計画、提案価格及び管理運営体制等について審査確認し、1団体を候補者案として選定した。 令和6年10月15日開催の指定管理者候補選定委員会において、所管課案の候補者についての検討・審査を行った。各委員に申請者からの申請書及び所管課が行った評価について逐一詳細な説明を受けながら検討・審査を行った。その結果、所管課における候補者選定は適切であり、選定委員会として「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」を指定管理者の候補者として選定した。				
選定した指定管理者の候補者 / 団体名 / 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 代表者 / 代表理事 平本 哲男				
選定理由 / 老人憩の家の管理については、平成18年度より委託から指定管理者制度に変更しておりますが、その際に、「福住憩の家」については、清掃等で障がい者事業所と関わりがあったことから、障がい者の雇用促進のため、他の老人憩の家とは別枠とし、申込資格を「市内に事務所がある障がい者団体」として募集を行ない現在に至っています。 福住憩の家については、平成30年度に行政改革推進会議において、他の老人憩の家と比べても、施設の稼働率が低い事を理由に、運営の見直しを検討するよう意見が付されたことから、地元老人クラブや町内会等と令和6年度で福住憩の家機能を他の施設に移転する方向で意見交換を行ってきた結果、老人クラブ等から引き続き利用要望もあり、機能移転時期を再検討する期間を設けることとし、その間は施設利用の稼働状況を踏まえ、開館時間を短縮して運営する予定としました。 現在の指定管理者は指定期間が終了する令和6年度をもって法人を解散するため、令和7年度の指定管理者選定にあたっては、昨年度、老人の心身の健康と福祉の増進を図るという、同じ設置目的である老人憩の家の指定管理者として選定された、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団とすることで、スケールメリットによる経費削減や効率的運用、障害者雇用にも繋がると判断したことから公募によらない選定とし、昨年度の選定採点結果をもって評価に換えるものです。				
総 評 / 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団は、施設の設置目的などをよく理解し、施設の運営についても同じ老人憩の家の管理運営を円滑に進めており、また候補者は就労継続支援B型事業所の運営もされ市内障害者雇用確保に繋がることなどから、指定管理者の候補者として選定することが適当であると判断された。				
【指定管理者の指定について】 恵庭市では、選定委員会による上記審査結果を踏まえ、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事 平本 哲男 を指定管理者の候補者として選定することとし、指定管理者の指定については、「恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」第8条第1項に基づき、令和6年第4回定例市議会に議案を提出することとします。				